

日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（B D R T）提言  
に対する日本政府よりのレポート

平成15年1月

## <目次>

<b>第1ワーキング・パーティ（貿易・投資）</b>	… 3
<u>1. 規制の透明性</u>	
<u>2. 規制の監督</u>	
<u>3. 製品認可の自由化</u>	
<u>4. 製品許可のハーモナイゼーション</u>	
<u>5. 競争促進のための規制緩和</u>	
<u>6. 支配的地位の規制</u>	
<u>7. クロスボーダー株式交換（及び関連課税措置）</u>	
<u>8. 法律サービスの提供</u>	
<u>9. ビザと労働許可</u>	
<b>第2ワーキング・パーティ（会計・税制）</b>	… 2 3
<u>10. 國際会計基準（IAS）</u>	
<u>11. 連結納稅制度</u>	
<u>12. 移転価格課税</u>	
<u>13. 電子商取引課税</u>	
<b>第5ワーキング・パーティ（情報通信技術：ICT）</b>	… 2 9
<u>14. IP v 6の早期導入</u>	
<u>15. 技術的手段及び著作権管理（DRM）システムを通してのIPR（知的財産権）の保護</u>	
<u>16. ICカードシステムの普及促進</u>	
<u>17. 新マルチメディアサービス</u>	
<b>第6ワーキング・グループ（WTO）</b>	… 3 8
<u>18. WTO</u>	

## 第1ワーキング・パーティ（貿易・投資）

### 1. 規制の透明性

#### (1) B D R T 提言要旨

- (a) 日本の規制の透明性と明確性を推進する上で、事前対策的スタンスを取るべきである。明確化の要求に対してはすみやかに対応し、その結果は直ちに公表すべきである。
- (b) 現行の「ノーアクションレター」制度を強化し、法的拘束力を持つようになると同時に、日本の規制当局がそれを広く利用するようにすべきである。
- (c) 標準的方法として、明確化を求める要求全てに対して書面で回答すべきである。
- (d) 税制関係の問題にも改革の範囲を広げ、明確化の要求だけではなく、企業再編成も含め、特定取引のための明示的な事前クリアランスも盛り込むべきである。

(質問)

- (e) 政府は現行「ノーアクションレター」制度の強化を計画しているのか。
- (f) 政府は「ノーアクションレター」制度を利用する以外にも、規制の明確性と透明性を高めるための計画を立てているのか。

#### (2) 現在までの対応状況

- (a)、(f) 「規制改革推進年計画（改定）」（平成年3月29日閣議決定）にも記載されているとおり、従来より、①行政手続法を遵守し、許認可等の行政処分及び行政指導の透明性を確保する、②行政機関情報公開法の円滑な施行を通じ規制に係る行政情報の公開を図り、規制の効果と負担について透明性を確保する、③規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（いわゆるパブリック・コメント手續）により規制の設定又は改廃に係る意思決定過程の透明性の向上と公正の確保等を図る、④行政機関による法令適用事前確認手續（いわゆる日本版ノーアクションレター制度）による民間企業による行為に関する予見可能性の向上と行政の公正性の確保、透明性の向上を図る、等の措置を講じてきているところ。

- (b) 回答書は、あくまでも照会者から提示された事実のみを前提に、回答時

点における見解を示すものであり、回答後の法令改正や事情変更に伴い合理的な理由があるときは、行政機関が回答内容と異なる新たな判断を示すことも想定され得ることから、回答書に法的拘束力を付与することは適切でないと考える。

なお、ノーアクションレターの代表例とされる米国SECのノーアクションレターについても、法的拘束力を有しないものであると承知している。

(c) 日本版ノーアクションレター制度（閣議決定）についていえば、行政機関は、照会に対し原則として書面で回答することが義務付けられており、提言の趣旨は既に踏まえられているものと考える。

(d) 国税当局においては、課税処理の統一性・透明性及び税法の解釈・適用等における納税者の予測可能性の確保のため、納税者サービスの一環として、以下のような取組みを行っている。

- ①一般的な税法の解釈・取扱いについて法令解釈通達等を制定し、これをHP等で公表するとともに、個別の取引等に係る照会についても、税務署等で相談に応ずるほか、質疑応答事例集を作成し、納税者の閲覧に供している。
- ②更に、個別の取引等に係る税務上の取扱い等に関する申告期限前の照会のうち、一定の要件を満たすものについては、「文書回答」を行うとともに、その内容をHP等で公表している。
- ③また、企業組織再編税制については、法令上は事前許可制度を設けていないが、国税当局では、この制度の導入当初から、企業組織再編税制の適用等に関する納税者からの具体的な事前相談に迅速かつ円滑に対応するため、全国の国税局に相談窓口を設けて相談担当者を配置するなど体制を整備し、的確な回答に努めているところである。

### **(3) 今後の見通し**

- (a)、(f) 今後とも、「規制改革推進か年計画（改定）」に基づき、規制に係る透明性の確保等に努めていくこととしている。
- (b) 上述(2)(b) 参照のこと。
- (c) 上述(2)(c) 参照のこと。
- (d) 上記(2)の通り、今後も適切に対応する。

なお、提言要旨については、法令上の位置付けを意図しているのかどうかは定かではないが、国税当局による対応により、課税上の予測可能性は確保さ

れるものと考えている。

(e) 現行制度については、現在のところ改正を具体的に予定していないが、同制度の実効性確保のため、引き続きその的確な運用を推進していきたいと考える。

## **2. 規制の監督**

### **(1) B D R T 提言要旨**

- (a) 日本の電気通信、エネルギー、運輸の3セクターを監督するため、競争促進という役目を与えられた独立規制当局を創設すべきである。
- (b) 日本は、規制対象セクターに関する特別な知識を持つ職員を雇用するなど、規制監督の質を改善する努力をすべきである。（たとえば金融セクターにおける製品認可のための金融専門家、競争政策を実施するためのエコノミストと独禁法専門弁護士、保健科学セクターにおける製品認可のための科学者）

### **(2) 現在までの対応状況**

(a) 電気通信、エネルギー及び運輸の3分野においては、段階的に規制改革が進められているところ、独立機関である公正取引委員会は、このような分野において公正かつ自由な競争の促進を図る観点から、2001年4月にIT・公益事業タスクフォースを設置して改革後の市場に対する監視を強化し、独占禁止法違反が認められた場合には、厳正に対処するとともに、必要に応じ、事業所管省庁と共同してガイドラインを策定し、独占禁止法違反行為の未然防止に努めているところである。

#### **①電気通信分野**

総務省は、NTTを含めたいかなる電気通信事業者からも分離されており、WTOにおいて義務付けられた電気通信事業体からの独立性については既に達成されており、規制監督機関として中立性及び公平性を確保してきたところである。

#### **②エネルギー分野**

経済産業省は、これまでにもいかなるエネルギー供給者及びエネルギーサービス業者からも独立した監督官庁であり、規制監督機関として中立性及び公平性を確保してきたところである。

#### **③運輸分野**

国土交通省は、これまでにも運輸事業者から独立した監督官庁として、規制監督について中立性及び公平性を確保してきたところである。

(b) 公正取引委員会は、複雑化する独占禁止法違反事件に対する厳正な対処等を図るため、各種研修を実施するなど職員の知識・能力の向上に努めるとと

もに、法曹界を含め各方面からの多様な人材の積極的な受入れに努めてきている。

現在、法曹界からは、審判を主宰する次席審判官として判事1名、差止請求訴訟や損害賠償請求訴訟に関する事務を担当するため判事補1名、独占禁止法等の違反事件等の審査に携わらせるために検事3名を受け入れている。さらに任期付任用法に基づいて弁護士を2名採用し、審判関係業務を担当しているところである。

また、経済・産業実態に係る調査業務及びソフトウェアなどの知的財産権分野の競争政策の企画・立案に関する業務を担当させるためエコノミスト・専門家を3名採用しているところである。

#### ①電気通信分野

電気通信事業分野において、総務大臣が法に基づき許可、認可等処分を行うにあたっては、原則として、情報通信審議会等の諮問機関に諮問することとなっているが、その委員は弁護士、経済学者等の専門家から構成されており、規制監督の質について特段の問題はないと考えている。

#### ②エネルギー分野

経済産業省電力市場整備課及びガス市場整備課とともに、料金制度や事業規制の分野において経済産業省内でキャリアを積んだ専門性の高い職員が配置されている。かつ両課とは独立して電気事業とガス事業の監査を行うための職員を配置した組織（政策課監査チーム）を省内に設置し、厳正な監査を実施している。

### (3) 今後の見通し

(a) このような分野における反競争的行為等の独占禁止法違反行為を排除するなど、競争の促進については、独立機関である公正取引委員会が引き続き担っていくことが適当であると考えている。

(b) 今後も、弁護士資格を有する者、経済・産業実態に係る調査研究に要する専門的知識を有する者、会計実務経験者等について採用を予定しており、引き続き、各方面からの多様な人材を積極的に活用していくこととしている。

また、(a)、(b)についてエネルギー分野においては、今次制度改革の目的が確実に実現され、市場参加者による制度運用の適正性への信頼が確保されるため、市場監視や紛争処理等制度運用を行う行政側の内部体制の整備・充実が

不可欠と認識。具体的には、外部有識者の積極的活用その他所要の組織整備等を行うことにより、規制監督の質を改善していく所存。

### 3. 製品認可の自由化

#### **(1) B D R T 提言要旨**

##### (a) 保険 :

①事前製品認可と価格設定に金融サービス・セクター（FSA）が関与するためには必要とされる、残った要件全てを廃止すべきである。

（質問）

②生命保険以外の企業向け製品の使用前届出手続き導入に関する金融審議会の協議の経緯についてB D R Tに情報を提供するよう要請する。

##### (b) アニマルヘルス

①認可済みの製品に対する些細な変更の場合、時間とエネルギーを消耗する部分変更手続を経ずに、届出だけで行えるようにすべきである。

②有毒物質検出のために各バッチで必要とされる菌糸体（飼料レベル）製品の急性毒性試験（日本でのみ実施されている試験）への動物の使用を撤廃すべきである。

③現在、バイオテクノロジー製品について義務づけられている検定に代えて、  
　　欧洲で普通に行われている非強制的正式バッチャリリースを行うようにすべき  
　　である。体外診断薬については、この要件を全面的に撤廃すべきである。

④人間用の製薬に関する現在の慣行と同様に、動物新薬出願について作成されたレポートを、オリジナルの文章に日本語の要旨をつけた状態で受け入れるべきである。

⑤動物新薬出願時点に、日本政府が現在それらの製品に関して取っている許容度ゼロというスタンスではなく、最高残留レベルと所要使用中止期間を定めるべきである。残留物に関する研究は、一般に認められた国際M M R L 標準に基づき実施するものとする。

##### (c) 体外診断薬（I V D）:

①現在国会で審議されている薬事法（PAL）の適切な改正の実現後、早急に、危険分類に基づく効果的な製品許可プロセス（これによって危険性の低い製品は簡単な届出手続の対象となる）を、体外診断薬向けに実施すべきである。

（質問）

②薬事法（P A L）改正に関する経緯についてB D R Tに情報を提供するよう要請する。

## (2) 現までの対応状況

### (a) 保険 :

96年4月に施行された新保険業法により、保険契約者等の保護に欠ける恐れが少ない商品については届出制が導入され、以後対象商品は順次拡大されてきており、既に企業向け商品については、殆どが届出制となっている。

他方、適正な保険契約内容を確保し、保険契約者等の保護を図る必要性が高い家計向け商品については、認可制を維持している。

### (b) アニマルヘルス :

①動物用医薬品の成分・分量等その品質・有効性・安全性を確認するために必要な事項については、薬事法に基づく承認事項としているところであるが、これまで、使用上の注意のように頻繁に追加・訂正を必要とする項目については、届出にて対応出来るよう措置しているところである。

②2000年10月19日に欧州ビジネス協会と農林水産省が意見交換を行い、問題点の整理、資料の収集等を行った上で、再度実務担当者による打ち合わせを開催することとされたところであり、2002年11月20日にも打ち合わせを開催したところである。

③動物用生物学的製剤の国家検定の一部廃止、簡素化については、検定成績を踏まえつつ、1985年以降逐次行ってきており、主なものを挙げると以下のとおりである。

1985年度 防腐剤定量試験、濃縮材定量試験の廃止

1986年度 一部体外診断薬（抗体測定）の検定廃止

1992年度 特性試験、含湿度試験の廃止

1995年度 pH試験の廃止、異常毒性否定試験の一部廃止

1996年度 検定合格証紙の封印単位の緩和

1999年度

～2002年度 一部製剤についての力価試験の廃止

④動物用医薬品の承認申請に必要な添付資料について、原文が外国語のものは、全文和訳を添付することを求めている。ただし、図表については原文のままでよいこととしている。

⑤動物用医薬品の休薬期間は、日本では、ゼロトレランスを原則とし、食品衛生法に基づき残留基準値が設定された成分については、それに基づいた休薬期間を設定している。

(c) 体外診断薬 :

近年、バイオ、ゲノム等の医薬品、医療機器等が開発され、その製品も多様化している状況の中で、それぞれの製品の特性に応じて、品質、有効性及び安全性を確保すること等が求められている。そのため、今回の薬事法改正では、医薬品、医療機器等に関する規制等の見直しをおこなった。

今回の薬事法改正に伴い、新たに導入した体外診断用医薬品のリスク分類については、世界的に考え方が統一されていないが、EUやアメリカにおいて、診断情報リスク（※）が高いとされている測定項目を参考にして、日本の診断情報リスク分類を策定することとしている。新規測定項目や診断情報リスクの高い測定項目については、引き続き大臣承認を維持する一方、診断情報リスクの低い測定項目については、承認不要化や第三者認証制度を導入することとした。

※ 診断情報リスク…確定診断に与える寄与度の大きさを勘案し、当該医薬品の不具合が診断に与えるリスク

**(3) 今後の見通し**

(a) 保険 :

家計向け保険商品については、引き続き的確な商品審査の実施が必要であり、当庁としては商品及び料率の認可制を廃止する考えはない。

(b) アニマルヘルス :

- ①承認事項のうち、届出で対応できるものについては、措置済みであるが、引き続き、国際的な取扱い等を参考としながら検討を続けたい。
- ②今後は問題点の整理、資料の収集等を行った上で、飼料級の抗生物質に関する簡易急性毒性試験の見直しを含め検討を行う。
- ③動物用生物学的製剤の国家検定は、薬事法に基づき、医薬品のうち、その製造に病原体を用いること等により、高度の製造技術と安全性等の確保に高度の試験方法を要するワクチン等について行っているものであり、安全性及び有効性が確認されたものののみ流通を認めるために、最近の検定成績（1%程度が不合格）から、現段階では本制度の維持が必要である。
- ④動物用医薬品の承認申請に際しては様々な添付資料が必要であり、かつ特に輸入承認申請に添付される資料の多くは外国語のものであることから、これらの資料を迅速かつ正確に理解し審査を円滑に進めるためには、全文和訳の

添付が必要である。

⑤厚生労働省が食品衛生法に基づく残留基準値を順次設定していくので、動物用医薬品についても残留基準値の設定に合わせ、休薬期間を設定していく予定である。

(c) 体外診断薬 :

大臣承認や第三者認証機関における認証に係る審査には、EUの体外診断用医薬品の規制における基本要件を参考とした基準への適合を確認する方法を導入することとしており、EUの審査制度等との整合が一層図られることとなる。

なお、体外診断用医薬品を含めた体外診断用機器の基本要件及びリスク分類については、日本及びEUも参加しているGHTF(Global Harmonization Task Force: 医療機器規制国際整合化会議)において、国際的な規制の調和に向けた議論が現在行われているところであり、このGHTFにおける議論も踏まえ、今後もより国際的に整合化された規制となるよう努めてまいりたい。

## 4. 製品許可のハーモナイゼーション

### **(1) B D R T 提言要旨**

- (a) 日本政府は世界の規制当局と協力し、国ごとの認可を必要としない認可プロセスに向けて努力すべきである。
- (b) 日本とEUは日・EC相互承認協定(MRA)の施行状況の監視を続け、効果的施行を確認すべきである。医療機器、専門サービス、有機栽培食品証明書、化粧品、エコラベリングなどのセクターも取り込むように、この条約の範囲を拡大する作業に着手すべきである。

(質問)

- (c) 現在のMRAの施行状況に関し、BDRTに情報を提供するよう要請する。
- (d) 日本政府は、CODEX栄養委員会が開発した最大残留量や、植物衛生製品を輸入する際の有害／無害生物の危険性評価など、すでに国際社会に受け入れられている規制手続きを適用し、企業が製品を市場に出すまで要する時間とエネルギーを一国で削減するための気配りを常に怠らないようにすべきである。

### **(2) 現在までの対応状況**

(a) 現在、「規制改革推進3ヶ年計画（改定）」に基づき、基準認証等の分野についても、下記のような改革を進めているところである。

個々の基準認証等の制度については、事業者による自主的な取り組みによって達成出来るものについては、真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうかについて抜本的な見直しを行っている。

また、基準の国際的整合化については、事業者や消費者の負担を軽減する観点から、国際規格が既に存在するものについては、妥当性を検証した上で、当該国際規格との整合化を図るほか、国際規格の存在しないもの等について、我が国の規格に基づく国際規格の提案や採用の働きかけを行い、また、外国データの受入や相互承認を推進している。

なお、基準認証等にかかる個別の措置事項については、官邸総合規制改革会議事務局のホームページ（注）に「規制改革推進3ヶ年計画（改定）」が掲載されているのでご覧頂きたい。

（注）<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisei/kakugi/pdf/1.pdf>（日本語全文）  
<http://www.kantei.go.jp/foreign/policy/kisei/kettei/020309.html>（英語要約）

( b )

- ①昨年1日1日の発効後、3月5日（於東京）及び10月15日（於ブラッセル）に合同委員会会合を開催し、協定の着実な実施を進めている。第2回会合においては、協定の円滑な実施のために必要な議論を行ったほか、化学品GMP分野の運用を順調に開始した。
- ②電気製品分野においては、昨年11月に我が国の適合性評価機関を登録したので、この機関を利用すれば、我が国国内で欧州の基準に照らした適合性評価を受け、EU向けに輸出することができることとなった。
- ③電気通信機器分野においては、適合性評価機関の登録に向けて取り組んでいるほか、懸案事項の解消に努めている。
- ④医薬品GMP分野については、協定上定められた準備作業を進めているところであり、第1回小委員会会合を昨年10月14日（於ブラッセル）に開催したほか、双方の専門家が関連施設等を相互に訪問している。
- ⑤対象分野の追加については、協定の構造上、対象となりうる分野であるかどうか、即ち、強制法規に基づく制度であるか、適合性評価手続に第三者機関を活用する制度であるか、等を考慮した上で、基準認証制度や技術水準の同等性、産業界のニーズ、競争力といった諸要素を総合的に勘案し、また現行4分野の成果を見つ検討していく予定。

( c ) 本レポートのほか、最新情報を関係省庁ホームページに掲載している。

( d ) 我が国の植物検疫は、病害虫危険度評価に基づき、病害虫の危険度に応じた検疫を行っている。また、我が国で農薬の成分である物質の残留基準を設定する際や、食品添加物の規格や使用基準を作成するなど、我が国において食品衛生法に基づく規格基準を設定する際には、まず、CODEX委員会の定める国際基準がある場合には、それとの整合性を図っているところである。ただし、例えば我が国と諸外国との間の食品の摂取量の相違により、国際基準よりも厳しい基準を設定する必要が生じる場合もあるが、そのような場合にあっても、WTO通報等適切な手続きを踏まえた上で設定しているところである。

**(3) 今後の見通し**

( a ) 上記(2)(a)に同じ。

( b )

- ①引き続き、MRAの実施が最大限の効果をあげるよう双方で尽力する。

②電気通信機器及び電気製品の2分野については、我が国の適合性評価機関から更に申請がなされることが協定の効果的運用の観点から望ましいため、今後とも広報活動に努める考え。

③本年前半にも第3回合同委員会会合を開催する予定。

(c) 要望があれば、MRAに関する説明会等をアレンジすることも検討可能なので、右を含め、広報につき具体的意見、要望があれば提示いただきたい。

(d)

- ① 植物検疫については、今後とも、病害虫危険度評価に基づき、病害虫の危険度に応じた検疫を行っていく。
- ② 残留農薬基準など食品衛生法に基づく規格基準を設定する際には、今後とも、CODEX委員会の定める国際基準及び諸外国の基準を参考にして、設定して参りたい。
- ③ また、今般の食品衛生法改正において、残留農薬等のポジティブリスト制の導入に向けて残留基準の整備の促進等を図ることとしているが、その際にも、国際基準があるものについてはその国際基準を踏まえた上で、国民の健康の保護の観点から早急に基準を設定して参りたい。
- ④ なお、食品添加物については、国際的な整合性を図る観点から、従来からの指定要請に基づく検討に加え、国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている品目について、指定に向けて具体的検討を進めているところである。

## **5. 競争促進のための規制改革**

### **(1) B D R T 提言要旨**

海運、民間航空、建設などセクターにおいて、日本政府は、日本市場での経済活動の促進を目的とした規制改革策を、今後も優先すべきである。

### **(2) 現在までの対応状況**

運輸分野は近年の鉄道事業法、海上運送法、航空法、道路運送法、港湾運送事業法の改正により、人流・物流に関するほぼ全事業分野の需給調整規制を廃止したところである。

#### **(a) 港湾**

港湾運送事業に関しては、2000年11月に、主要9港※の規制緩和が先行して実施されたが、それ以外の地方港の規制緩和についても、2002年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画（改定）」の中で003年度中に結論を得るとされ、現在、先行実施した主要9港の規制緩和の影響や地方港の実態等の把握に努めている。

なお、港湾の24時間フルオープン化については、2001年11月末の港運労使合意により、荷役作業については364日24時間実施すること、ゲート作業については土日及び祝日も平日と同様に8:30～20:00まで実施することが可能となり、さらに2002年11月12日の港運労使合意により、主要7港（東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港、博多港）においてゲート作業を21:00まで実施することが可能となった。国土交通省としては、ゲート作業の24時間フルオープン化の実現に向けて、横浜港において実証実験を進めている。

※ 主要9港とは、我が国コンテナ貨物量の約95%を取扱う京浜港（東京、横浜、川崎）、千葉港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、関門港（下関、北九州）、博多港。

#### **(b) 建設**

建設分野においても、公共工事の入札・契約制度について、透明性・客観性、競争性の大幅な向上を図ることを目的とし、1994年に一般競争入札方式の90年ぶりの本格導入等の改革を行うとともに、1998年の中央建設業審議会建議及び規制緩和推進3ヶ年計画を踏まえ、民間の技術提案を受け付ける多様な入札・契約方式の導入等を進めているところ。

さらに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が2001年4月に施行され、国、特殊法人等、地方公共団体の発注者全体を通じて、毎年度の発注見通しや入札・契約に係る各種情報の公表の推進、不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保に係る措置が義務付けられたほか、同法により策定された適正化指針により定められた事項について実施努力義務が課せられることにより、入札・契約の適正化の促進が図られている。

また、国土交通省発注工事においては、6.6億円以下の公共工事について、通常の指名競争入札より競争性の高い入札方式を試行しているところである。

### (3) 今後の見通し

運輸分野についてはこれまでの規制見直しとそれに対する環境整備方策の下、競争が促進され、事業活動の効率化、活性化を通じたサービスの向上・多様化などによる利用者利便の向上等の効果が期待される。

#### (a) 港湾

その中で、港湾運送事業に関しては、「規制改革推進3か年計画（改定）」の方針どおり、地方港の規制緩和について2003年度中に結論を得る予定である。

#### (b) 建設

建設分野についても、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、国、特殊法人等、地方公共団体の発注者全体を通じて、同法並びに適正化指針に従って講じた、入札・契約に係る情報の公表、不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保等に係る措置状況について調査を行い、調査結果の概要を公表するとともに、必要な事項については措置を講じるよう、同法に基づく要請や、各発注者に対する指導を適宜行うことにより、入札・契約の適正化を引き続き推進していく。

## **6. 支配的地位の規制**

### **(1) B D R T 提言要旨**

電気通信などのセクターにおける支配的市場地位を十分に監視し、効果的に規制することにより、略奪的価格設定、専売から市場ベースの活動に至る内部相互補助、顧客情報の不正使用など、起こりうる競争阻害行為を防ぐ必要がある。

### **(2) 現在までの対応状況**

電気通信事業法第37条の2において、市場支配力を有する電気通信事業者が、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こす恐れのある行為を類型化し、あらかじめ禁止するとともに、2001年11月、市場支配的な電気通信事業者に対し、禁止される具体的な行為を明らかにするとともに、電気通信事業法に基づく料金変更命令、業務変更命令等の是正措置の対象となる行為類型及び独占禁止法の適用に対する考え方を明確化した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を策定している。これにより、関係事業者間で禁止されるべき問題事例の予見可能性が高められているものである。

当該指針については、昨年11月に見直しを行い、関係各方面から意見を募集し、提出された意見を踏まえて一部修正を行い、12月に改定版を策定している。

また、独占禁止法の規定に基づき、公正かつ自由な競争が阻害されるおそれのある行為について、厳正に対処するとともに、電気通信事業分野における独占禁止法違反について、効率的かつ迅速に対応するための体制の整備も行っている。

なお、仮に、市場支配的でない電気通信事業者の反競争的行為が行われた場合については、電気通信事業法上の業務改善命令や料金変更命令、独占禁止法の適用などにより、対処可能となっている。

### **(3) 今後の見通し**

今後とも一層の公正競争環境の整備を図る観点から、上記の指針を隨時、機動的に見直すこととしている。

また、今後も独占禁止法の厳正な執行に努めていくこととしている。

## 7. クロスボーダー株式交換（及び関連課税措置）

### **(1) B D R T 提言要旨**

- (a) クロスボーダー株式交換を日本で行えるようにすべきである。
- (b) 現在、日本企業による再編成に全面的に利用できる課税猶予措置を、外国企業も利用できるよう、少なくとも何らかの仕組みを導入すべきである。

### **(2) 現在までの対応状況**

- (a) 現在、いわゆる「合併等対価の柔軟化」に関する商法の特例を含む産業活力再生特別措置法の改正案を準備中。これにより、政府に計画認定を受けた事業者は、外国会社を含む親会社株式や現金を対価として合併、吸収分割又は株式交換を行うことが可能となることが期待される。
- (b) 法人がその有する資産を他に移転する場合には、移転資産の時価取引として譲渡損益を計上するのが原則である。ただし、一定の要件を満たす株式交換や企業組織再編については、特例措置として課税を繰り延べることができる。

### **(3) 今後の見通し**

- (a) 今年1月に召集される通常国会に、産業活力再生特別措置法の改正案を提出する予定。
- (b) 国際間における企業再編・株式交換に対して何らかの措置を講じるべきであるとの点については、課税の適正・公平の観点から、更には、租税回避防止の観点からの慎重な検討が必要であると考えている。

## **8. 法律サービスの提供**

### **(1) B D R T 提言要旨**

- (a) 日本政府は司法制度改革審議会(JRC)の最終報告書に基づく司法制度改革を最優先項目とすべきである。
  - (b) 特に、外国と日本の弁護士の間の結社の自由が禁じられていることや、外国人弁護士が第3国の法律に関する相談を受ける場合、書面による助言が必要であるという条件など、法律職における障壁を撤廃し、日本において包括的で一本化された法律相談を受けられるようする。
- (質問)
- (c) 司法制度改革審議会(JRC)最終報告書に記された改革案を実施するための具体的施策について、B D R Tに情報を提供するよう要請する。

### **(2) 現在までの対応状況**

弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働については、平成14年3月19日に閣議決定された司法制度改革推進計画において、「弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、特定共同事業の要件緩和等を行うこととし、所要の法案を提出する（平成15年通常国会を予定）。」とされているところであり、その具体的方策については、司法制度改革推進本部の国際化検討会において検討が行われたところである。

外国法事務弁護士による第三国法の取扱いについては、依頼者保護の観点から専門家の書面による助言を受けることを条件とすることは、基本的に必要かつ合理的であると考えている。

司法制度改革に関する具体的施策については、司法制度改革推進計画に盛り込まれており、同推進計画はインターネット等により公開されている。

### **(3) 今後の見通し**

司法制度改革推進計画に従って、弁護士と外国法事務弁護士との共同事業および外国法事務弁護士による弁護士の雇用に関する規制の緩和等を内容とする所要の法案を平成15年通常国会に提出する予定である。

## 9. ビザと労働許可

### (1) B D R T 提言要旨

日本の移民法においては、企業による世界規模での人材の効率良い配置が容易になるようすべきである。具体的には、以下を提案する。

- (a) 再入国許可制度を廃止すべきである。外国人労働者が最初のビザにして指定された期間内で自由に出入国できるようにすべきである。
- (b) 企業が独自に転任者を決定できるようにし、雇用時点における制限を受けないようにすべきである。
- (c) 日本政府に対し、可能な限り早急に、専門職労働者に関する条件を自由化するための措置を講じるよう求める。技術者、熟練労働者、人文科学専門職に関する経験年数10年という条件を半分に短縮するよう提言する。

### (2) 現在までの対応状況

#### (a) 再入国許可制度

1999年、再入国許可の有効期間を「1年を超えない範囲内」から「3年を超えない範囲内」に伸長することを内容とした出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)の改正を行い、2000年2月18日から実施している。

現行法において、期間に定めのある在留期間の最長期間は3年であるところ、この改正によって、在留期間と再入国期間の最長期間が一致することとなり、数次再入国許可を受けていれば、基本的に在留期間内は新たな手続を経ることなく出入国を自由に行うことが可能となった。

#### (b) 企業内転勤

在留資格「企業内転勤」については、1998年1月に最長滞在期間に係る要件(5年)を撤廃したが、「外国にある本店等における1年以上の継続勤務」の要件については見直しを行っていない。

#### (c) 10年の経験年数

外国人IT技術者について、大卒相当又は10年以上の実務経験を要件の1つとしているところ、2001年12月に上陸許可基準の見直しを行い、法務大臣が告示をもって適当と認めるITに関する試験に合格し又は資格を有している場合には、学歴又は実務経験にかかわらず、この要件に適合することとした。

現在、我が国のほか、シンガポール、韓国及び中国の一定の資格及び試験について告示している。

### (3) 今後の見通し

#### (a) 再入国許可制度

現在の国内外の情勢にかんがみ、現時点において外国人に対する再入国許可に係るこれ以上の制度的見直しは検討していない。

#### (b) 企業内転勤

在留資格「企業内転勤」は、本来「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格で入国すべき者について、転勤という形態で就職する場合にはこれらの在留資格に係る学歴・経験要件を求める特例であり、これらの学歴・経験要件を満たす者については「1年」の勤務経験がなくとも、「技術」又は「人文知識・国際業務」での入国が可能である。

また、「外国にある本店等における1年以上の継続勤務」が要件とされているのは、その企業において在留資格「技術」や「人文知識・国際業務」に該当するような業務を行ったことがない、専門的技術又は知識を持たない新規採用の従業員を本邦における労働力を確保するためだけを目的に転勤させることを防止するためであり、合理的な基準であると考えられる。

#### (c) 10年の経験年数

I T 技術者については、今後、資格の相互認証の実施状況等に合わせて、上記の特例措置の対象となる試験・資格の範囲を拡大させていく予定である。

## 第2ワーキング・パーティ（会計・税制）

### 10. 国際会計基準（IAS）

#### **(1) B D R T 提言要旨**

- (a) 日・EU両政府によるIAS基準の受入の進展を高く評価するも、引き続きIASの早期導入と日本でのEU企業上場に関するIAS適用のスケジュールの明確化を要望する。
- (b) 各国の投資家のニーズや経営の実態がIASB（国際会計基準審議会）に反映されていない懸念がある。特に、「業務報告」「ストックオプション」等の取扱いについては、日・EU双方において大きな議論となっている。
- (c) 両政府に対し、IFRS（国際財務報告基準、新IAS）形成に積極的な関与を要望する。理論的検討のみならず、各国の投資家のニーズや企業経営の実態、国際的な潮流、法制度といった各国の事情や経済状況が異なっているという事実の認識が会計基準には求められるからである。

#### **(2) 現在までの対応状況**

- (a) 我が国としては、証券監督者国際機構（IOSCO）の主要メンバーの一員として、2000年5月のIOSCOにおけるクロスボーダーの募集・上場に際して各国市場へ外国から入ってくる発行体（企業）がIASを利用することを認めることを支持している。日本を含め各国においては必要に応じて、IASに基づく財務諸表について調整、追加的開示、解釈等の必要と思われる追加的措置を取ることができるとされており、その要否を考慮しているところである。
- (b) IASBについては、IOSCOでの活動を通して、欧州を含め世界の主要な証券規制当局と協調して、その活動を監視しているところである。
- (c) 我が国は、IASBで審議されるIFRSの議題テーマに対して優先順位や重要な助言を行う基準勧告委員会（SAC）の会議に公式オブザーバーとして参加している。当該会議には主要な欧州企業のメンバーのほか、米国SEC、EU代表及びIASB理事も参加しており、公開の場で議論し、我が国の立場を表明している。

### (3) 今後の見通し

- (a) 現在、我が国で外国企業が本国又は第三国において開示している財務書類で使用している会計基準や用語、様式及び作成方法を使用した財務書類を用いて資金調達を行う場合、我が国における会計基準及び手続と異なるものの内容を当該財務書類に注記することを条件に、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものかどうかを個別に判断し、承認を行っている。したがって、日本でのＥＵ企業の資金調達についても、本国又は第三国における開示書類においてIASに準拠した財務書類を使用することは可能となっている。
- (b) IASBについては、今後ともIOSCOや公式オブザーバーとして参加しているSAC会議等の場を中心に、「業績報告」や「ストックオプション」等の取扱いを含め、IASB理事及びSACメンバーに対し、各国の証券規制当局者との対話を重視した適切なIAS（IFRS）を設定するよう求めていきたいと考えている。

## **1.1. 連結納税制度**

### **(1) B D R T 提言要旨**

- (a) 連結納税制度採用企業に対する2%の付加税は、国際的にも例がなく、連結納税のメリットを著しく減殺するものであり、2年後の見直しを待つことなく、撤廃すべきである。
- (b) 連結納税制度適用前に生じた子会社の欠損金額の繰越控除否認規定の取りやめを早急に行うべきである。
- (c) 以下の項目の検討とその実現に向けての着実な努力をお願いしたい。
- ①連結納税制度の地方税への適用
  - ②連結対象子会社持分割合要件の100%から50%への拡大
  - ③一定期間（例えば5年間）適用後の企業の連結納税制度任意取りやめの承認

### **(2) 現在までの対応状況**

連結納税制度の創設等を内容とする法人税法の一部改正については、昨年8月1日に施行され、連結納税制度については平成15年3月期より適用される。地方税（法人事業税及び法人住民税）に連結納税制度を導入することについては、政府税制調査会において、「地域における受益と負担との関係等に配慮し、単体法人を納税単位とすることが適当である」（「平成14年度の税制改正に関する答申」平成13年12月）とされ、これを踏まえ、地方税法の所要の改正を行ったところである。（平成14年8月1日改正法施行）

### **(3) 今後の見通し**

- (a) 連結付加税については、連結納税制度の創設に伴う税収減を補填するため財源措置として講じたものであり、期限の到来する平成16年度税制改正において、改めて財源措置の見直しを行う。
- (b) 連結納税制度においては、実態に即した適正な課税の観点から、制度適用前の所得は単体法人を納税単位として、制度適用後の所得は連結グループを納税単位として、課税を行うことを原則としている。また、子会社の制度適用前の欠損金額のすべてを控除できるとすると、欠損金のある会社の買収による租税回避行為が行われかねないといった問題もあり、適当ではない。

( c )

- ①地方税（法人事業税及び法人住民税）については、改正後の地方税法に基づき、今後とも単体法人を納税単位としていく予定である。
- ②連結納税制度は、一体経営がなされ、実質的に一つの法人とみることができ  
る企業グループを一つの「納税単位」とみて課税する制度であることから、  
経営が一の法人に支配されるとともに利益がその一の法人に帰属する完全一  
体と認められる保有割合 100%の企業グループを対象とするのが適当である。
- ③連結納税制度の取りやめを自由に行える仕組みは恣意的な租税回避行為につ  
ながるおそれがあり、適当ではない。

## **12. 移転価格課税**

### **(1) B D R T 提言要旨**

OECD、二国間協議等を通じて、各国税務当局との相互理解を深め、共通のルールづくりを進めていくことにより、最終的な目的である世界共通ルールの確立に向け、基盤づくりを進めてほしい。

### **(2) 現在までの対応状況**

我が国は、これまで、OECD租税委員会の第6作業部会（移転価格課税等の検討部会）における議論に積極的に参加し相互理解・相互協力に努めてきたところ。特に移転価格課税を実際に適用する際の国際的な指針である「1995年移転価格ガイドライン」の作成及び追補作業、その他OECD加盟国の法令、規則、執行上の実務が同ガイドラインと整合的であるかについてのモニタリング等に関わってきている。

加えて二国間協議として、実際に課税問題が発生した場合には租税条約上の相互協議等を通じて問題の円滑な解決に努めている。

### **(3) 今後の見通し**

二重課税のリスクや遵守コストを最小限に抑えるため、OECDや2国間協議を通じ、引き続き外国税務当局との相互理解・相互協力を進めてまいりたい。

## **13. 電子商取引課税**

### **(1) B D R T 提言要旨**

OECDでの議論に引き続き積極的に参加し、中立性、簡素性、公平性、効果性、国際的協調性、一貫性の原則を実現する最良のルール確立に向け検討をお願いしたい。

### **(2) 現在までの対応状況**

電子商取引に対する課税のあり方については、国際的にも、既存の商取引と同様に公平・中立・簡素の租税原則を適用することとされており、このような観点を踏まえ、OECDにおいて、課税上必要な取引の把握の問題等について、専門的・技術的な見地から検討が行われている。なお、2001年5月には、その検討の中間報告が公表されているところ。

### **(3) 今後の見通し**

我が国としても、今後とも、OECDにおける議論に積極的に参加していくとともに、国際的な議論の方向や成果に注視しつつ、電子商取引を巡る課税上の問題について検討していく。

## 第5ワーキング・パーティ（情報通信技術：ICT）

### 14. IPv6の早期導入

#### （1）BDRT提言要旨

- (a) 政府は、IPv6への移行に向けた支援シナリオを明確にするとともに、民間企業の導入を促進させるような施策を講じる必要がある。普及促進には、インフラと端末の両方からのアプローチが必要であり、政策としては、人材育成や、減価償却前倒しによる税負担の軽減、事業者・利用者に対する補助金の支給等が考えられる。
- (b) IPv6導入の際には、プライバシー保護の確立と社会制度問題を避けるためにも、インターネット犯罪や、個人情報の流出には大きな注意を払う必要がある。
- (c) 行政の情報化については、将来を見越して、IPv6対応を考慮したシステムで進めるべきである。
- (d) 国際面では、IPv6の早期導入に向けて、両政府が先導的役割を果たすことが期待される。

#### （2）現在までの対応状況

- (a) 2002年8月、情報通信審議会（総務相の諮問機関）から、IPv6へ円滑な移行に向けて、政府、インターネットサービス事業者及び利用者等も含めた総合的な対応策を示したロードマップが作成されている。また、IPv6を備えたインターネット網へ速やかに移行するべく、情報家電の研究開発などの取り組みを行っている。さらに、IT社会の基盤となる人材育成のため、学校教育の情報化及びIT分野の専門家の育成や税制・金融支援措置等に取り組んでいるところである。
- (b) 「個人情報の保護に関する法律案」を国会に提出している。また、電気通信分野の個人情報保護については、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」を策定し、電気通信事業者等による自主的な取り組みを支援するとともに、情報セキュリティ確保の観点から、ネットワークの安全・信頼性の確保の取り組みを行っている。
- (c) 行政の情報化については、行政情報の電子的提供、申請・届出手続き等の電子化及び情報ネットワークを通じた情報共有・活用等の取り組み

を行っている。

- (d) 我が国とＥＵとの間では、2001年12月に「日ＥＵ協力のための行動計画」が合意され、ＩＴに関する協力の強化において、ＩＰｖ６の導入を促進するための協力関係を確認しており、これに基づく官民の会合を開催するとともに、民間レベルの交流としてＩＰｖ６普及・高度化推進協議会とＥＵＩＰｖ６タスクフォースとの間で共同プロジェクトを行われている。

### **(3) 今後の見通し**

- (a) 今後とも、インターネット基盤のＩＰｖ６移行に向けて、実証実験等の取り組みを行うとともに、ネットワーク及び端末双方のＩＰｖ６化を総合的に推進していく。
- (b) 電気通信事業者が利用者の個人情報を適正な取り扱いを確保することにより、利用者が安心して電気通信サービスを利用できる社会を目指すこととしている。
- (c) 行政の情報化に係るシステムにおいても実用化が可能となるようＩＰｖ６に関する実証実験等に取り組むこととしている。
- (d) 今後とも世界のインターネット基盤のＩＰｖ６移行のために、積極的に貢献していくこととしている。

## 15. 技術的手段及び著作権管理（DRM）システムを通してのIPR（知的財産権）の保護

### **(1) BDRT提言要旨**

- (a) すべての関係者は、コンテンツの技術的保護に関してオープンで互換性のある基準づくりを調整していく必要がある。
- (b) 適切な著作権管理（DRM）ソリューションも、オープン性及び互換性に基づいたものでなければならない。特に、このようなソリューションはすべての関係者にビジネスの機会が増加するように設計される必要がある。

### **(2) 現在までの対応状況**

- (a) 経済産業省ではe-Life戦略研究会を開催し、コンテンツ・サービス事業側からみて十分な端末機能を検討しているところである。そこでは、端末機能規格の基本方針として、オープンな既存技術の活用、規格のバリエーションおよび拡張性の確保などをあげた上で、DVB-MHPの普及動向等も注視しつつ、その具体的な内容についての検討を開始したところ。  
また、総務省では、ブロードバンド・コンテンツの制作・流通の促進に向けた実証実験を民間と共同で推進中であるが、その中で、オープン性・互換性を確保しつつ適切な著作権管理ソリューションの前提となるメタデータ・フォーマットの開発等について、TV-Anytime Forum等の国際標準化活動も踏まえて取り組んでいる。
- (b) 上記e-Life戦略研究会では、コンテンツ毎に自由にDRMの在り方を決められるように、機器側が、対応することが重要である、との考えが示されているところ。

### **(3) 今後の見通し**

- (a) コンテンツの技術的保護に関しては、基本的には民間の取組に任せるべきである。政府としては、コンテンツが流通できる環境を整備することの支援は行う。
- (b) DRMの仕組みはコンテンツ事業者が独自に設定・選択するものであ

り、最終的には市場の判断である。政府としては、コンテンツが流通できる環境を整備することの支援は行う。

## 16. ICカードシステムの普及促進

### **(1) B D R T 提言要旨**

- (a) 政府は電子政府構築に向けて、ICカードを積極的に活用し、ICカード利用端末の設置や法制度の整備などICカードの利用環境構築を積極的に進めるべきである。また、行政系サービス向けに発行されたICカードは、民間サービスも含め、多目的な活用ができるよう考慮すべきである。
- (b) カード種別に依存しないICカードシステムの多目的利用や相互運用性確保に向けた取り組みを更に推進すべきである。
- (c) ICカードの利用促進に向けた新規アプリケーションサービスの創出及び開発環境整備に向けた活動を日欧・官民協力して進めるべきである。

### **(2) 現在までの対応状況**

- (a) 2001年3月より、「公的分野におけるICカードの普及に関する関係府省連絡会議」において、関係府省の行政サービス等に関して、ICカードの統一的、かつ、整合的な利用及び普及のための検討を行っており、基本的考え方、運用指針、技術仕様を策定した。  
また、経済産業省においては、2000年より、地方自治体を実証フィールドとして、多目的ICカードを中心とした情報システムを用いた大規模な実証実験を実施しており、1枚のICカードによる行政サービスと民間サービスの提供について、技術面・制度面の検証を行っている。
- (b) 経済産業省における多目的ICカードの実証実験では、ICカードシステムの相互運用性に係るフレームワークを利用し技術的検証を行った。  
また、日欧間における相互運用性に係る協力についても、Smart E I J I の枠組みによる技術的な協力を続けているほか、SCC側のICカードシステムの標準仕様の基となるG I F (Global Interoperability Framework)の策定に日本のN I C S S が協力した。さらに、日欧及びN I S T (米国商務省標準規格局)の間で、ICカードシステムのフレームワークの標準化に向けた合意がなされた。
- (c) 経済産業省においては、ICカードの利用を更に促進するための先進的なアプリケーションの開発・実証事業、及び、ICカード等を活用した新規アプリケーションをより効率的に開発・提供するための基盤となる

官民連携のコミュニティ・データセンターの研究・実証事業を実施中である。

### (3) 今後の見通し

- (a) 今後とも、「公的分野におけるＩＣカードの普及に関する関係府省連絡会議」において引き続き検討し、統一的、かつ、整合的な普及促進を図る。また、実証実験等によって得られた成果について、広く公開することによって利用を拡大する等普及を図る。  
また、住民基本台帳法に基づき、本年8月より、希望する住民に対して住民基本台帳カードが、市町村によって交付開始される。また、今後、公的個人認証法に基づき、公的個人認証基盤の運用が開始され、都道府県知事から希望者に電子証明書が発行され、その格納媒体としてＩＣカードが用いられるなど、行政によるＩＣカードの活用が本格化する。
- (b) 日欧間におけるＩＣカードシステムの相互運用性に係る協力に関しては、欧洲側のＳＣＣとしての活動は本年で終了するが、引き続きＳＣＣ2としての今後の具体的なアクションプランの策定中であり、その決定内容を踏まえつつ、協力の可能性について検討を行う。また、日欧米の三者の共同によるフレームワークの標準化作業に関し、その対応に向けての我が国の体制等の課題について検討する。
- (c) 経済産業省においては、ＩＣカードの利用促進に向けた取組として、デジタルコンテンツのネットワーク上における流通等に係る権利認証を含めた新たなフレームワークを実証し、新規サービスの創出等を図るとともに、ＩＣカード等のセキュリティ等重要技術についての標準化を国際的動向を踏まえつつ検討する。

## 17. 新マルチメディアサービス

### **(1) B D R T 提言要旨**

- (a) アクセス条件はコンテンツプロバイダーから消費者までのチェーンを通してオープンでなければならない。
- ①消費者は標準化されたアクセスシステムによっていかなるタイプのサービス、コンテンツにもアクセスできるようにしなければならない。
- ②アクセスプロバイダーは全てのインターネットへの高速アクセスの十分なビットレイトを可能にすべきである。
- (b) 規制当局が事業者に事前規制を課すために関連市場を定義する場合、既存市場における従来からの決定に縛られるべきではなく、利用できるすべての技術によって提供される潜在力を考慮しなければならない。
- (c) 産業界と政府はオープンで互換性のある技術環境の発展を促進させるべきである。グローバルなモバイル業界は最近、オープンでグローバルな標準とプロトコル、インターフェースの策定を促すことを目的とする“OMA”（オープンモバイルアライアンス）を発足させており、このイニシアティブには、日欧の企業が積極的に参加している。
- (d) マーケティングの自由が保証されなければならない。事前規制は特別のネットワークオペレーターあるいはサービスプロバイダーに関し新しいマルチメディアサービスの提供を妨げるものであってはならない。
- (e) 従来の放送と「新マルチメディアサービス」の定義を明確に分けなければならない。「新マルチメディアサービス」はサービス提供を受信者によって個人的に要求されるという特徴を持つ。技術的には、「返信チャネル」はサービス及びアクセスする前に消費者からサービスプロバイダーに意思表示の伝達が確定される必要がある。
- (f) コンテンツ配信への倫理的原則のセーフガードは国際的レベルにおいて自己規制を通して行われる。G B D e サイバー倫理宣言は、国家または地域的なアプローチによる規制を避けたグローバルな産業自己規制の重要な成功例である。
- (g) 「一般的利害」の保護目的で規制を求めるのは、新しいコンテンツサービスには適用されるべきでない。

## (2) 現在までの対応状況及び今後の見通し

(a) インターネット向けサービスのオープン化を進めており、特に、総務省においては、新たなサービスの認可等にあたっては、バックボーン及び2次プロバイダに関するオープン化（接続性及び選択性）について、第一種電気通信事業者は、他事業者からの接続の請求があった場合にはこれに応じるように指導する等の措置を行っている。

今後とも、利用者利便及び公正競争を確保する観点から、更なるネットワークのオープン化の措置を講じていくこととしている。

① 「e-Japan 戦略」に基づいて、インターネット基盤技術の高度化に向けて、インターネットの対象を情報家電などのパソコン以外の多様な機器に拡大するための技術を開発することとしており、自分の望む情報の入手・処理・発信を安全・迅速・簡単に行えるようなインターネット環境の実現に向けた取り組みを行うこととしている。

経済産業省では、インターネットにつながっている多数のビジネス用サーバ、記憶装置をあたかもひとつのコンピュータのように稼働させ、信頼性・安全性を大幅に高めることで柔軟なビジネスサービスを提供するソフトウェアを開発することとしている。

② 我が国政府においては、「e-Japan 戦略」に基づいて、低廉・高速・大容量のインターネット網の整備を図るためのネットワークインフラの整備や必要な競争政策、及び電子商取引等を阻害する規制の改革等を進めており、ブロードバンドインフラ整備に対する税制及び金融支援措置を行っている。

今後とも、インターネットの高速化、通信料金の低廉化の早期実現に向けた環境整備に取り組むこととしている。

(b) 現在、総務省においては、利用者向け電気通信サービス市場における各サービスの特性や代替性等を勘案した適切な市場の画定方法や、当該市場における競争状況の評価手法等について検討している。

(c) 情報通信産業における研究開発の進展は、情報通信産業等の知識集約な産業の創出等に繋がることから、研究開発活動の一環としての標準化の推進、成果の普及促進のため、民間における積極的な取り組みを促進するとともに、必要に応じて国も可能な限り標準化のための支援を行うこととしている。

特に、グローバルな通信標準に関しては、日欧を含む専門家の参加の下、

I T Uにおける標準化作業に積極的に参加しており、今後とも国際的な標準化の推進に引き続き寄与していくものである。

また、今後、市場拡大が予想される情報家電やモバイル分野において、屋内外における情報家電、携帯情報端末機器などの各種情報機器を、特別な知識がなくとも容易にかつセキュリティ等の信頼性が高く接続できるオープンな基盤システムを開発する。

なお、O M A等の民間レベルでの標準化活動は、国際標準の策定に寄与しているものである。

(d) 電気通信分野においては、累次の規制緩和措置等によるネットワーク構築の柔軟性の向上を受け、様々なネットワークやサービスを自由に組み合わせた事業展開が可能となっている。

なお、1種・2種の事業区分を廃止するとともに第一種電気通信事業に係る参入許可制の廃止（登録／届出へ移行）を含む電気通信事業法の改正法案を今通常国会に提出予定。

(e) 総務省では、新たなI C T戦略の方向性として、インフラ面での整備が一定の成果を上げている状況を踏まえ、企業や個人のI C T利用を促す対策を探ることとしている。その一環として、ほぼ全世帯に普及しているテレビを通信端末として活用するため、一台のテレビ端末でデジタル放送とインターネットの双方を利用するためのサービスを早期に実現するための研究開発を支援することとしている。なお、当該研究開発への支援に併せて、利用者が自らの選択と判断で、自己のニーズにあったサービスを利用することにより、I C Tの高度化・多様化の恩恵を享受できる良好な利用環境の整備を図ることを検討していく予定である。

(f) 総務省においても、インターネットにおけるコンテンツ配信の円滑化及びコンテンツ利用の高度化・多様化の実現に向けて引き続き取り組むとともに、一方、インターネットの発展に伴う新たな社会問題の解決に向けて、関係事業者と共に取り組んでいくものである。

(g) 総務省は、今後とも公正競争環境整備を維持しつつ、新たなコンテンツサービスを推進していくものである。

## 第6ワーキング・グループ（WTO）

### （1）BDR T提言要旨

#### 18. WTO

- (a) 21世紀の初頭、われわれは、グローバリゼーション、持続可能な発展、情報社会、新しい技術イノベーションに関連する挑戦といった課題に直面しており、特に途上国のニーズを考慮する必要がある。新ラウンドにおいて、日・EU両国が緊密に協力し合い、交渉期限内に成果を達成するように促したい。
- (b) 両政府に、特に投資ルール、政府調達の透明性、貿易の円滑化、貿易と競争、アンチダンピングのようなルールの明確化と強化、持続可能な発展に関して、前向きに取り組むように要望する。
- (c) 途上国がより効率的にWTOの意思決定プロセスに参加できるよう手助けをするため、現在行われている「キャパシティ・ビルディング」への多大な貢献を両政府に期待する。
- (d) 両政府が、開放と無差別という多国間の原則を強化することによって保護主義の方策（セーフガード条項の濫用及び農業補助金の増額を許容するような方策等）と戦うよう求めたい。

### （2）現在までの対応状況

- (a) 我が国は、グローバリゼーションの進展に対応するために、マルチの投資ルール作り等の新しい課題に取り組んでいる。また、途上国のニーズを考慮しなければラウンド交渉が前に進まないことは我が国として十分認識しており、交渉期限内にラウンド交渉を終了するためにも、実施問題、S&D、TRIPSと公衆衛生等の途上国問題も含めて積極的に取り組んでいる。
- (b) 我が国は投資、競争、貿易円滑化、政府調達の透明性等のシンガポール・イシュー、AD等のルール交渉、途上国の持続可能な発展に関する途上国問題に積極的に取り組んでいる。
- (c) 我が国はマルチの枠組みにおいて、昨年WTOにおける技術支援のための基金に150万スイス・フラン（約90万ドル）を拠出し、また、バイの枠組みではJICA・AO TSによる貿易関連人材育成策（5年間

で4500人の研修員受け入れ)を実施中。さらに、昨年12月1~2日、ジュネーブにおいて新分野に関するJICAとWTOの共催セミナーを実施した。また、地域的取り組みとして「戦略的APEC計画」に基づき、APECの途上エコノミーへのWTO協定実施に関するセミナー等を開催中。対LDC支援として50万ドルを拠出。

- (d) 中国のWTO加盟を受けて、知的財産権に関する約束を含め、加盟議定書に書かれた中国側の約束の履行を審査するプロセスとして経過的レビューが開始され、この経過的レビュープロセスに積極的に参画することを通じて中国側のWTO上の義務履行の確保に努めている。
- (e) 我が国は開放と無差別という多国間の原則を強化するように取り組んでいる。鉄鋼分野におけるセーフガードの波及については、我が国は強く懸念を有しており、米国の措置についてはWTO紛争解決手続きの下でWTO協定違反を主張し撤廃を求めると共に関係各国にも自制を促している。農業交渉においては、ドーガ閣僚宣言のマンデートの下、UR合意との「継続性」、品目ごとの「柔軟性」、輸出入国間や3分野(市場アクセス、国内助成、輸出競争)間の「バランス」の確保をキーワードに交渉に積極的に取り組んでいる。関税率、国内助成については、我が国はUR方式を主張しているが、全ての関税を一定水準以下に下げるスイス・フォーミュラ(関税率)、一律の国内助成削減のような方式では、我が国やアジアの多くの国の農業に壊滅的な打撃を与える。現実的なルールに基づき話し合うことが重要であり、各国の多様な農業が共存しうるという基本的考え方立って、柔軟性のあるルールを確立すべきとの方針で交渉に望んできた。センシティブ品目に配慮しつつ、各国において農政改革を進めるためには、関税削減、国内助成削減について、UR方式とすべきと考える。

### (3) 今後の見通し

- (a) 投資などのグローバリゼーションに対応した新分野のルール作りや途上国問題については今後も積極的に取り組み、交渉期限内にラウンドを成功させ、成果を上げられるように努力する。
- (b) 今年9月に行われるカンクンでの第五回閣僚会議においてシンガポール・イシューの円滑な交渉開始を実現できるように努力する。ADに關

しては第五回閣僚会議前にA D協定の改正に向けた作業に移行し、第五回閣僚会議では、同作業促進の確認を行うことを目指す。途上国問題に関するも今次ラウンドで成果を上げられるように我が国として積極に取り組む。

- (c) WTOにおいては、「技術協力計画」の着実な実施、GTFへの拠出のフォローアップ等を他の加盟国や国際機関と協力して行っていく。バイの枠組みにおいても、1月末に上海において、上海WTOセンター及びMOFTECとの密接な協力の下、投資セミナーを開催し、今年2月1～5日、エジプトにおいてアフリカWTO加盟国を対象とした投資・競争セミナー（JICAの第三国研修スキーム）を開催予定。また、地域的枠組みでは、APECのTILF基金によって中国及びタイで投資セミナーを開催予定（中国は4月15～16日の予定）。このように今後も積極的にキャパシティ・ビルディングを行っていく。
- (d) 経過的レビューは2002年から8年間毎年行われ10年以内に最終報告をまとめこととなっているところ、今後も引き続き本プロセスに積極的に参画し、中国側のWTO義務履行の確保に努める。
- (e) 今後も、我が国はセーフガードの濫用、農業補助金の増額等の保護主義の方策と戦っていく。また、農業交渉においては3月末のモダリティ確立に向け、今後とも日・EUが中心となって、各国が合意しうる現実的かつ包括的なモダリティが確立されるよう尽力を続ける。

(了)